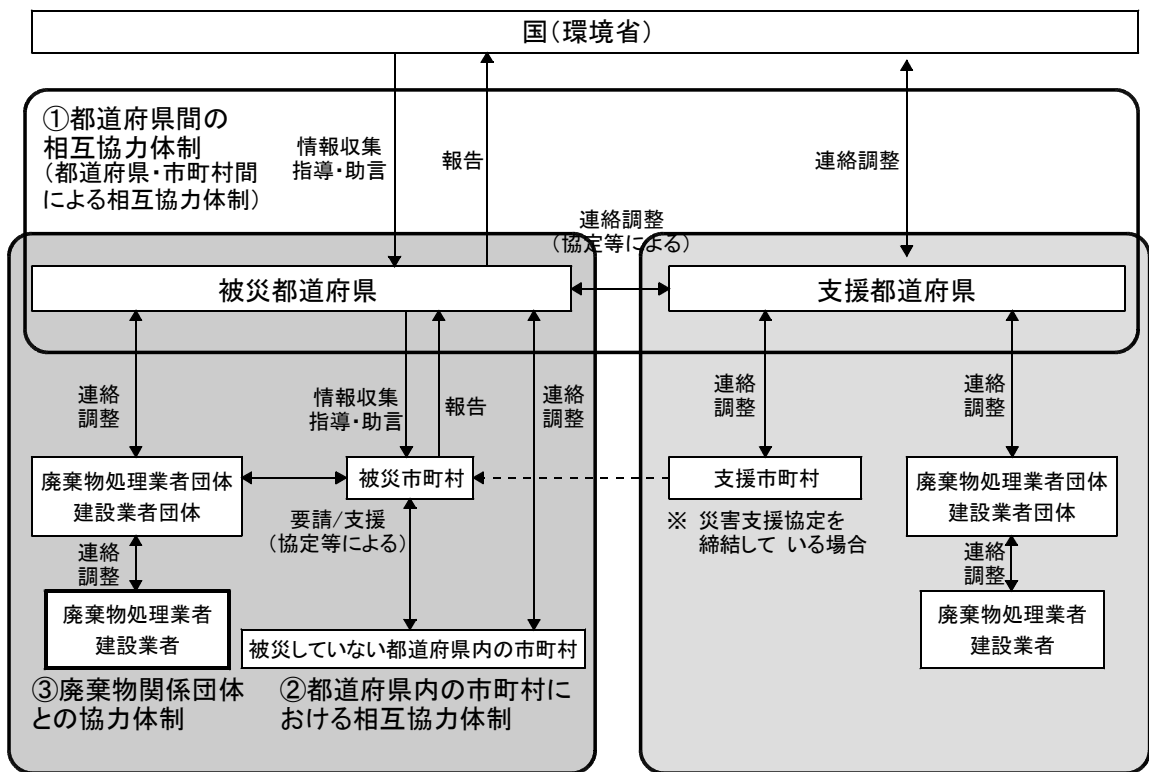


第3項 国・近接他県との情報収集・連絡体制

平時において、ごみ・し尿対策班は、国の担当課との連絡体制を整備し、定期的に連絡を取り、復旧に際しての支援体制や他県の状況等の情報収集に努める。

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制は、図1-3-3-1に示すとおりである。広域処理体制を確立するため、被災していない県内の市町村、廃棄物処理業者団体等とも連絡を取り、また、他都道府県への支援要請も考慮して、随時、国へ状況報告を行う。



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町村間では、直接協力・支援が行われる場合がある。

出典) 災害廃棄物対策指針 (環境省 平成26年3月) を一部修正

図1-3-3-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

第4項 情報収集の手段・方法

発災後の情報収集は災害対策本部が統括して実施し、災害廃棄物の発生量や処理・処分に関する情報についても、ごみ・し尿対策班は災害対策本部を通じて把握する。

ごみ・し尿対策班が収集する情報は、図1-3-4-1に示すとおりである。

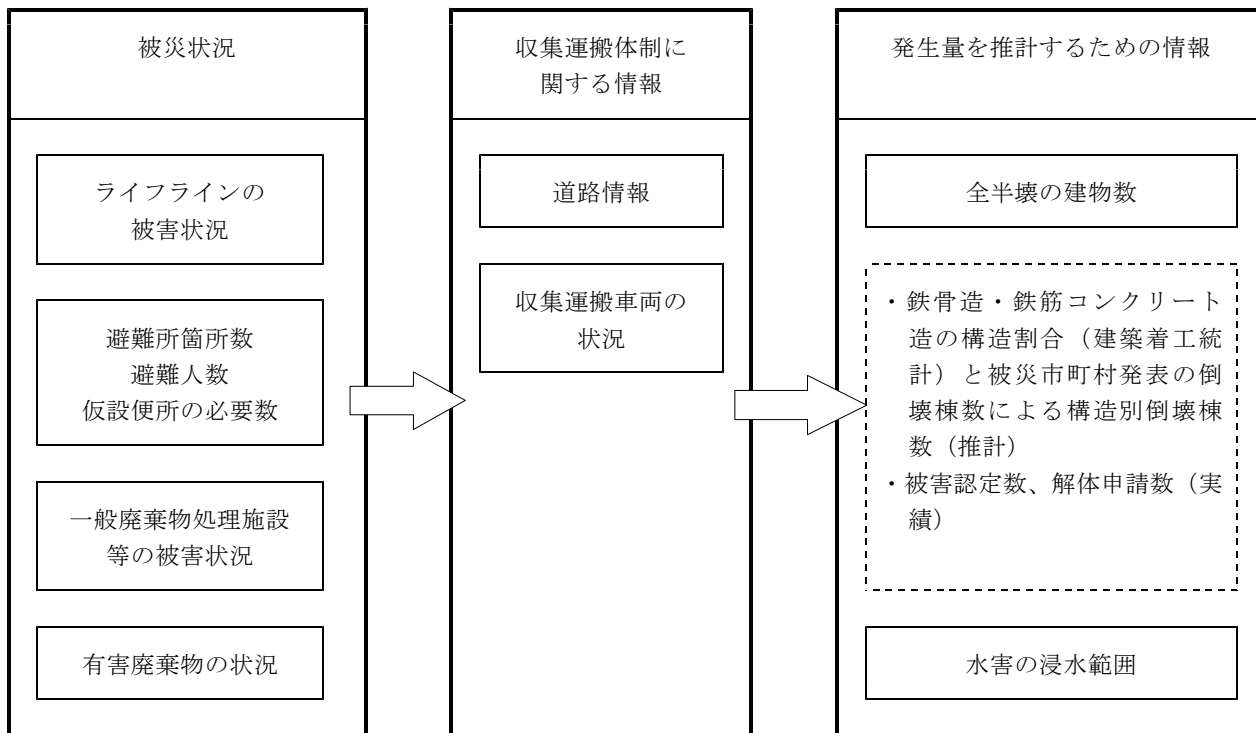


図1-3-4-1 ごみ・し尿対策班が収集する情報

第5項 県民への啓発及び広報（平時・発災後）

1. 平時における県民への啓発及び広報

災害時において災害廃棄物の発生抑制、分別排出を確実にを行うためには、平時からの県民の理解が必要である。

平時に県民へ啓発及び広報する内容及び伝達方法は、次に示すとおりである。

（1）災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

県は、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、被災市町村と連携し、危険物・有害物への対応、集積場所、仮置場の場所、不法投棄の防止、市町村相談窓口等についてホームページ、マスメディア、市町村役場や避難所への掲示などの方法により、県民等への情報提供を行う。

① 災害廃棄物の収集方法

（分別方法、有害廃棄物・危険廃棄物・処理困難物の排出方法等）

② 仮置場の場所及び利用方法

③ 生活ごみの集積場、収集時期、分別方法

④ 下水道に接続されているトイレの使用禁止措置及び使用禁止措置の解除

⑤ 禁止事項

（便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きの禁止等）

⑥ 市町村への問い合わせ窓口

また、災害廃棄物の発生量と処理体制、処理・処分状況、災害廃棄物処理実行計画の策定等についてもホームページや広報紙等を用いて、県民への情報提供を行う。

（2）災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具などから構成されている。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能である。

また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能である。

このため、県は市町村と連携し、住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行う。

(3) 県民への情報伝達方法

県民への情報伝達に当たっては、あらゆる媒体を活用する。広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。

テレビ、ラジオ、有線放送、広報車、広報紙、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール）、ソーシャルネットワーク、新聞、チラシ、掲示版等

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用するなど、高齢者、障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容に配慮する。

2. 発災後における県民への啓発及び広報

災害廃棄物の処理に当たって県民へ伝達・発信すべき情報は、対応時期によって異なる。

対応時期は、「災害初動時、災害廃棄物の撤去・処理開始時、処理ライン確定～本格稼働時」の3つに分けて考えることができる。

これらの対応時期に適切な情報の伝達・発信を行い、住民等の混乱を防ぎ、迅速に対応することが必要である。

(1) 災害初動時

- ・災害初動時は、情報の伝達手段が限られていることから、被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給などの情報の周知を優先し、災害廃棄物や生活ごみの処理に関する情報の提供に当たっては、誤解・混乱を招かないように配慮する。
- ・対応する職員によって提供する情報や用語に齟齬がないように、Q&A集などを作成し、情報の一元化に努める。
- ・どの時期にどのような情報を伝えるかの大きなロードマップを示す。

(2) 災害廃棄物の撤去・処理開始時

- ・具体的な取扱いが決定しない段階では、住民側に対して当面の対処方法について明示する。
- ・仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。
- ・被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿って、写真やイラストを用いた誰にでも分かりやすい分別の手引を作成する。

(3) 処理ライン確定～本格稼働時

- ・ほとんどの住民が初めて仮置場へ搬入することから、搬入ルートなどを分かりやすく明示し、適正かつ円滑・迅速な処理に向け住民及び民間業者に対して協力を要請する。

第4編 協力・支援体制

第1項 県内の被災市町村への協力・支援体制

県では、全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を平成20年4月1日付けで、社団法人（現在は公益社団法人）群馬県環境資源保全協会及び社団法人（現在は一般社団法人）群馬県環境保全協会とそれぞれ「災害時における廃棄物処理に関する協定」を平成21年4月10日付けで締結し、災害発生時の支援協力体制を構築した。

これらの協定に基づき、災害発生時に速やかに被災市町村への協力・支援体制を構築し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、協定当事者間で協定を効果的に運用する。

第2項 県外の被災市町村からの要請による協力・支援体制

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、被災市町村はまず人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去等する必要があるため、道路の啓開に当たる道路管理者、実際に啓開業務を行う廃棄物処理業者や建設業者などと連携する。

2 県の支援

県（危機管理室）は、地域防災計画で示された、災害対策基本法第74条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ隣接県をはじめ広範囲の都道府県との間で応援協定を締結している。

現在、県が締結している応援協定は、表1-4-2-1に示すとおりである。

表1-4-2-1 応援協定の締結状況

協定の名称	締結年	構成都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年	関東地方知事会所属の1都9県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年	全都道府県
航空消防防災相互応援協定	平成11年	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	平成12年	新潟県、山梨県、長野県、群馬県
災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定	平成18年	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	平成25年	群馬県、埼玉県、新潟県

3 市町村間の協定締結の支援

市町村は、地域防災計画に基づき、あらかじめ県内及び県外の市町村との間で相互応援協定の締結に努める。協定の締結に当たっては、災害廃棄物処理業務の支援を担えるよう周辺市町村と協定を締結するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。

県は、これらの市町村間相互応援体制の整備が円滑に進むよう、県内及び県外の市町村に対する協定締結の意向確認を行い、結果を市町村に情報提供するなどして支援する。

また、市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県との連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

第3項 民間業者の協力・支援体制

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片などがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、これらについて市町村には処理の実績や処理施設が乏しいのが実情である。

このため、災害廃棄物処理を迅速に進めるためには、これらの処理を行っている産業廃棄物処理業者の知識・経験、処理施設を活用することが必要不可欠である。

県は民間業者団体と災害支援協定を締結していることから、市町村がその協定を活用できる枠組みづくりを行う。市町村は、地域の実情を踏まえ、建設業者団体、一般廃棄物処理業者団体や産業廃棄物処理業者団体等と災害支援協定を締結する。

県及び市町村は、平時においては産業廃棄物処理業者が所有する選別施設、破碎施設、焼却施設及び最終処分場等の種類別の施設数や処理能力、災害時に使用可能な車種別の保有台数等の調査を行い、災害時における契約手順等について整理し、協力・支援体制の構築を図る。

県及び市町村は、必要な人材確保のため、各民間業者団体において専門的な知識・経験を有する者をリストアップし、定期的に更新する。

第4項 応援協定の円滑・迅速・適切な運用

県は、市町村からの応援要請を受けた場合、又は被災状況を鑑みて必要と判断される場合、他の都道府県等に対し広域応援を要請する。

表1-4-4-1 群馬県の応援協定一覧

名称	締結先	要請先	要請者	手続
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	カバード県（太字の県）ひとつ	知事 (危機管理室)	「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」
災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県、新潟県	応援総括県	知事 (危機管理室)	
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	埼玉県、新潟県		知事 (危機管理室)	
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	関東ブロックの幹事都県	知事 (危機管理室)	